

健康づくり推進本部の設置について

- 健康づくり推進本部設置規程（概要） · · · · · 1
- 健康づくり推進本部設置規程 · · · · · · · · · 2
- 健康づくり推進本部名簿 · · · · · · · · · 6
- 健康づくり推進本部幹事会名簿 · · · · · · · · 7

健康づくり推進本部設置規程について（概要）

1. 設置趣旨

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略市場創造プランの柱の一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』がテーマとして掲げられている。『国民の健康寿命が延伸する社会』を目指すに当たっては、予防サービスの充実等により、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、より質の高い医療・介護を提供する必要があるなど、部局横断的な連携が求められるところから、健康づくり全般を総合的に推進するため、厚生労働省に、健康づくり推進本部（以下「本部」という。）を設置するもの。

2. 構成員

（本部）

本部長；厚生労働大臣

本部長代理；厚生労働副大臣及び大臣政務官

副本部長；事務次官及び厚生労働審議官

本部員；医政局長、健康局長、医薬食品局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、政策統括官（社会保障担当）

（幹事会）

幹事長；健康局長

幹事長代理；保険局長

幹事；各局課長

※ 幹事長は、必要に応じ、幹事会の下にワーキングチームを設置することができる。

3. 施行期日

平成25年9月17日

健康づくり推進本部設置規程

平成25年9月13日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略市場創造プランの柱の一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』がテーマとして掲げられている。『国民の健康寿命が延伸する社会』を目指すに当たっては、予防サービスの充実等により、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ、より質の高い医療・介護を提供する必要があるなど、部局横断的な連携が求められることから、健康づくり全般を総合的に推進するため、厚生労働省に、健康づくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働副大臣のうち本部長の指名する者及び大臣政務官のうち本部長の指名する者をもって充てる。
- 4 本部長代理のうち、厚生労働副大臣を総括本部長代理とし、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 副本部長は、事務次官及び厚生労働審議官をもって充てる。
- 6 本部員は、別紙1の職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部員を追加することができる。
- 7 本部長は、必要に応じ、本部に構成員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第3条 本部を補佐するため、本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会に、幹事長、幹事長代理及び幹事を置く。
- 3 幹事長は、健康局長をもって充てる。
- 4 幹事長代理は、保険局長をもって充てる。
- 5 幹事は別紙2の職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要があると認めるときは、幹事を追加することができる。
- 6 幹事長は、必要に応じ、幹事会に構成員以外の者の参加を求めることができる。

7 幹事長は、必要に応じ、幹事会の下にワーキングチームを設置することができる。

(事務局)

- 第4条 本部に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、健康局がん対策・健康増進課長をもって充てる。
 - 4 事務局の庶務は、健康局がん対策・健康増進課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行する。

別紙1

医政局長
健康局長
医薬食品局長
労働基準局長
職業安定局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老健局長
保険局長
政策統括官（社会保障担当）

別紙2

医政局総務課長
医政局医事課長
医政局歯科保健課長
医政局経済課長
医政局研究開発振興課長
健康局総務課長
健康局がん対策・健康増進課長
健康局結核感染症課長
医薬食品局総務課長
労働基準局総務課長
労働基準局安全衛生部計画課長
労働基準局安全衛生部労働衛生課長
職業安定局総務課長
職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長
雇用均等・児童家庭局総務課長
雇用均等・児童家庭局母子保健課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局地域福祉課長
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
老健局総務課長
老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
老健局振興課長
老健局老人保健課長
保険局総務課長
保険局総務課医療費適正化対策推進室長
政策統括官（社会保障担当）付参事官室参事官

健康づくり推進本部 名簿

(平成26年4月11日現在)

田村 憲久	厚生労働大臣
佐藤 茂樹	厚生労働副大臣
土屋 品子	厚生労働副大臣
高鳥 修一	厚生労働大臣政務官
赤石 清美	厚生労働大臣政務官
村木 厚子	厚生労働事務次官
榮畠 潤	厚生労働審議官
原 徳壽	医政局長
佐藤 敏信	健康局長
今別府 敏雄	医薬食品局長
中野 雅之	労働基準局長
岡崎 淳一	職業安定局長
石井 淳子	雇用均等・児童家庭局長
岡田 太造	社会・援護局長
蒲原 基道	障害保健福祉部長
原 勝則	老健局長
木倉 敬之	保険局長
唐澤 剛	政策統括官(社会保障担当)

健康づくり推進本部幹事会 名簿

(平成26年4月11日現在)

土生 栄二	医政局総務課長
北澤 潤	医政局医事課長
鳥山 佳則	医政局歯科保健課長
城 克文	医政局経済課長
一瀬 篤	医政局研究開発振興課長
伊原 和人	健康局総務課長
椎葉 茂樹	健康局がん対策・健康増進課長
正林 督章	健康局結核感染症課長
鎌田 光明	医薬食品局総務課長
土田 浩史	労働基準局総務課長
井内 雅明	労働基準局安全衛生部計画課長
泉 陽子	労働基準局安全衛生部労働衛生課長
小林 洋司	職業安定局総務課長
高橋 秀誠	職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長
定塚 由美子	雇用均等・児童家庭局総務課長
桑島 昭文	雇用均等・児童家庭局母子保健課長
藤原 祐一	社会・援護局総務課長
矢田 宏人	社会・援護局地域福祉課長
北島 智子	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
高橋 俊之	老健局総務課長
勝又 浜子	老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
朝川 知昭	老健局振興課長
迫井 正深	老健局老人保健課長
大島 一博	保険局総務課長
安藤 公一	保険局総務課医療費適正化対策推進室長
福本 浩樹	政策統括官(社会保障担当)付参事官室参事官

